

京都市市民活動総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年11月10日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 47 号

京都市市民活動総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民活動総合センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市市民活動センター条例施行規則

第1条中「京都市市民活動総合センター条例」を「京都市市民活動センター条例」に改める。

第2条を次のように改める。

(休所日)

第2条 条例別表第2に規定する別に定める日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

(1) 京都市市民活動総合センター（以下「総合センター」という。） 毎月の第3火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）

(2) 総合センター以外の市民活動センター（以下「いきいきセンター」という。）  
火曜日。ただし、高齢者ふれあいサロンについては、日曜日及び火曜日

第4条を次のように改める。

(使用許可の申請)

第4条 条例第6条の規定により次の各号に掲げる施設及び附属設備の使用の許

可を受けようとするものは、当該各号に掲げる申請書に条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 条例第6条第1号に掲げる施設及び附属設備 京都市市民活動総合センター等の使用の許可の申請書の様式を定める規則に規定する申請書
- (2) 条例第6条第2号及び第3号に掲げる施設並びに附属設備 京都市市民活動センター使用許可申請書（第1号様式）
- (3) 条例第6条第4号に掲げる施設 京都市市民活動センタースモールオフィス使用許可申請書（第2号様式）
- (4) ロッカー及びメールボックス 京都市市民活動センターロッカー・メールボックス使用許可申請書（第3号様式）

第5条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項」を「前条」に改め、同項第1号中「申請する」を「条例第6条第1号に掲げる施設及び附属設備の使用の許可の申請をする」に改め、同項第2号中「前号に掲げるもの以外のものが申請する」を「その他の」に改め、同条第2項中「前条第2項の規定による」を「前項の規定にかかわらず、スモールオフィス、ロッカー及びメールボックスの使用の許可の」に改める。

第6条中「第4条第1項又は第2項」を「第4条」に改める。

第7条第2項中「京都市市民活動総合センター」を「総合センター」に改める。

第8条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(補則)

第12条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

区	分	単	位	使用料	
市民活動センター	ロッカー	大	型	1個につき1月	円 800
		中	型		500
		小	型		200
総合センター	マイクロホン		1	本	1,200
	無線マイクロホン装置		1	チャンネル	3,000
	音響設備		1	式	700
	マルチメディアプロジェクター	大会議室用会議室(大会議室及び第3会議室を除く。)用			3,000
				1,200	

別表第1備考1中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2大会議室及び付属設備（ロッカーを除く。）の項を削り、同表ロッカーの項を次のように改める。

ロッカー	管理上の都合により使用の許可を取り消した場合	使用しなかった月に係る使用料の全額
	災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合	
	申出により使用を取りやめた場合	
その他の施設（駐車場を除く。）及び付属設備（ロッカーを除く。）	管理上の都合により使用の許可を取り消した場合	全額
	災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合	2分の1に相当する額
	使用日の1箇月前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合	

第2号様式注以外の部分中「京都市市民活動総合センター ロッカー 使用  
メールボックス

許可申請書」を「京都市市民活動センター ロ ッ カ ー  
メールボックス 使用許可申請書」に、

「

京都市市民活動総合センター条例第 6 条の規定により使用の許可を申請します。
--

」

を

「

京都市市民活動センター条例第 6 条の規定により使用の許可を申請します。	
市民活動センターの名称	<input type="checkbox"/> 京都市市民活動総合センター <input type="checkbox"/> 京都市 いきいき市民活動センター

」

に改め、同様式を第 3 号様式とする。

第 1 号様式注以外の部分中「京都市市民活動総合センタースモールオフィス使用許可申請書」を「京都市市民活動センタースモールオフィス使用許可申請書」に、

「

京都市市民活動総合センター条例第 6 条の規定により使用の許可を申請します。
--

」

を

「

京都市市民活動センター条例第 6 条の規定により使用の許可を申請します。	
市民活動センターの名称	<input type="checkbox"/> 京都市市民活動総合センター <input type="checkbox"/> 京都市 いきいき市民活動センター

」

に改め、同様式を第 2 号様式とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

第1号様式（第4条関係）

京都市市民活動センター使用許可申請書

（あて先）指定管理者	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名）
	電話 ー

京都市市民活動センター条例第6条の規定により使用の許可を申請します。						
市民活動センターの名称		京都市 いきいき市民活動センター				
使用する施設	使用する日	使用する時間	使用する人数	使用する付属設備	特別の設備の有無	使用の目的
	年 月 日 ( 曜日)	時から 時まで	人		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	年 月 日 ( 曜日)	時から 時まで	人		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	年 月 日 ( 曜日)	時から 時まで	人		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	年 月 日 ( 曜日)	時から 時まで	人		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	年 月 日 ( 曜日)	時から 時まで	人		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	年 月 日 ( 曜日)	時から 時まで	人		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	年 月 日 ( 曜日)	時から 時まで	人		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	年 月 日 ( 曜日)	時から 時まで	人		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	年 月 日 ( 曜日)	時から 時まで	人		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

- 2 京都市市民活動総合センター等の使用の許可の申請書の様式を定める規則の一部を次のように改正する。

本則中「京都市市民活動総合センター条例第6条,」を「京都市市民活動センター条例第6条の規定による同条第1号に掲げる施設及び附属設備の使用の許可又は」に,「又は」を「若しくは」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市市民活動総合センター条例」を「京都市市民活動センター条例」に改める。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)